

## 個人情報取扱安全管理基準（下水道河川局用）

### 1 基本方針の策定等

#### (1) 基本方針の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むための基本方針を策定していること。

#### (2) 個人情報の取扱いに係る規律の整備

個人情報の取得、利用、管理、保存等に係る基本的な取扱方法、事務手順等を整備していること。

### 2 組織的安全管理措置

#### (1) 組織体制の整備

ア 個人情報の管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を設置しており、その責任区分を明確にしていること。

イ 個人情報を取り扱う権限のある従業員（以下「個人情報取扱者」という。）を指定しており、その役割を明確にしていること。

#### (2) 個人情報の取扱いに係る規律に則った運用

あらかじめ整備された基本的な取扱方法等に従って個人情報が取り扱われていることを管理責任者が適宜確認していること。

#### (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備

利用目的、取扱責任者、所管部署等が明確になる方法等で個人情報を管理していること。

#### (4) 漏えい等の事案に対する体制の整備

個人情報の漏えい等の事案の発生に備え、従業員から管理責任者に対する報告連絡の体制を整備していること。

#### (5) 取扱状況の把握

管理責任者が個人情報の取扱状況について定期的に点検を行っていること。

### 3 人的安全管理措置

#### (1) 業務従事者の教育

ア 就業規則等に個人情報の秘密保持に関する事項が定められていること。

イ 個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持その他の守秘義務について、従業員に周知徹底していること。

#### (2) 研修の実施

個人情報の取扱いに関する留意事項について、個人情報取扱者に定期的な研修等を行っていること。

#### 4 物理的安全管理措置

(1) 個人情報を取り扱う区域の管理

個人情報を取り扱う権限のない者が容易に個人情報を閲覧することができない環境を整備するための対策を講じていること。

(2) 盗難等の防止

ア 個人情報を取り扱う区域への不正な侵入を防止するため、施錠装置、警報装置、監視装置等を設置していること。

イ 個人情報が記録された電子媒体又は書類を施錠可能な場所に保管していること。

(3) 電子媒体又は書類を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人情報が記録された電子媒体又は書類を持ち運ぶ場合、個人情報の漏えい、紛失、盗難等を防止する対策を講じていること。

(4) 個人情報の破棄

ア 個人情報データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、個人情報データを削除したうえで破棄したことを管理責任者が確認していること。

イ 個人情報が記載された書類を破棄する場合、復元不可能な手段を用いていること。

#### 5 技術的安全管理措置

(1) アクセスの制御

個人情報を取り扱う機器及び当該機器を操作する者を明確にする方法等により、個人情報データへの不要なアクセスを防止する対策を講じていること。

(2) 情報システムにおけるアクセス者の識別と認証

個人情報を取り扱う機器等に装備されているユーザー制御機能等により、情報システムを使用する者を識別し、認証していること。

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

ア 個人情報を取り扱う機器等のオペレーティングシステム（OS）を最新の状態に保持していること。

イ 個人情報を取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、これを最新の状態にしていること。

(4) 電子メール等の使用に伴う漏えい等の防止

個人情報が含まれるファイルを送信する場合は、当該ファイルにパスワードを設定していること。